

秋田市アグリビジネス創業支援セミナー開催業務委託 仕様書

1 目的

6次産業化や農商工連携などのアグリビジネスに関心がある事業者の効果的な発掘や育成を目指して、アグリビジネス創業支援セミナーを開催する。

2 業務名

秋田市アグリビジネス創業支援セミナー開催業務委託

3 委託期間

契約締結日～令和2年3月19日（木）

4 業務内容

対象	6次産業化や農商工連携に関心がある農林漁業者および商工業者等
開催日時	令和2年2月27日（木）12:50～14:20
受講人数	150名程度
会場	ホテルメトロポリタン秋田
内容	秋田で新しい食文化産業を起こそうとしている人たちをパネリストに迎え、現在の取組事例の発表などをおして、アグリビジネス創業のヒントを得てもらおう機会を作る。 開催にあたっては、秋田にゆかりのある芸能人をゲストに迎え、パネリストを交えてのパネルディスカッション形式でセミナーを実施する。

5 業務委託内容

(1) 企画、立案

- ア セミナーの実施計画の作成
- イ パネリスト、ゲスト、司会の手配（旅費、謝礼等を含む）
- ウ セミナー会場の手配（会場費等を含む）

(2) 開催周知、PR

- ア 周知用チラシ（A4）の作成、印刷（両面2,000枚）
- イ 関係機関等へのチラシ配布、参加促進活動の実施
（例）直売所・加工グループ、漁協、関連金融機関、農業法人、報道機関、経済・業界団体等
- ウ 参加申込の取りまとめ

(3) セミナー開催業務

- ア セミナー会場の受付・運営
- イ セミナー資料（A4）の作成、印刷
- ウ 受講者アンケートの作成、配付、回収、取りまとめ、報告

6 業務完了報告書

本業務の全ての業務完了の後に、セミナー開催状況および完了の確認ができる

写真を添付のうえ、業務完了報告書を提出すること。

7 業務委託料の支払

- (1) 業務委託料の支払は、検査に合格し、当該契約金額の請求があった日から30日以内に行うものとする。
- (2) 秋田市の責に帰すべき事由により業務委託料の支払が遅れたときは、当該未払額につきその遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した率で計算して得た額の遅延利息を支払うものとする。

8 その他

- (1) 業務は、関係法令、条例および指導に基づき実施すること。
- (2) その他業務実施にあたり必要な事項は、担当課の指示に従うこと。